平成２９年（フ）第１４１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目３番17号、開始決定時大阪市平野区加美正覚寺１丁目13番27号
破産者　玄田塗装工業こと玄田健一こと　ＨＹＵＮ　ＢＯＮＧＹＯＯＬ　玄　　奉律
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８号
滋賀県草津市若草８丁目２番地４
破産者　横山　敏行
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８号
大阪府高槻市栄町２丁目23番11号、開始決定時大阪府三島郡島本町東大寺２丁目30番14号
破産者　中村鋼産こと　中村　善輝
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０４号
大阪府富田林市若松町２丁目５番29号、営業所大阪市天王寺区大道４－２－７
破産者　ペットショップフルフルこと　古川　悦秀
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８７号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番９－508号
破産者　ネットショップ専門店こと　上田　博晃
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２４号
神戸市東灘区深江北町１丁目14番１号　ＭＵ．ロイヤルハイツ201号、従前の住所神戸市西区樫野台４丁目２番地の７
破産者　加悦　正博
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７号
神戸市垂水区松風台２丁目１番１－1105号
破産者　藤原　　茂
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
兵庫県伊丹市梅ノ木３丁目３番18号　ドルフ梅ノ木Ｂ棟106号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市北本町２丁目132番地　福和ハイツ101号
破産者　田村　和男
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティハイツ301、前住所兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ303
破産者　北尾　正臣（旧姓小作）
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
北九州市門司区東新町１丁目７番１－101号
破産者　稲益　　實
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２６号
沖縄県糸満市字大度558番地　晴風苑
破産者　宮里　俊成
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０９号
秋田市下北手松崎字大巻26番地88
破産者　藤原　　充
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０号
茨城県龍ケ崎市7555番地１　ベリ・ムーブル201号室
破産者　加藤　清貴
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
京都府福知山市三和町台頭588番地
破産者　塚本　　保
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
広島県福山市東川口町５丁目11番28号　グレイスヴィラ東川口203、開始決定時の住所広島県福山市東川口町３丁目18番11号　パレスペ松岡Ａ
破産者　藤井　光洋（旧姓升田）
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９４号
佐賀県小城市牛津町牛津595番地２
破産者　染矢塗装店こと　染矢　久雄
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係